

第33号 2007年3月
発行

建築協定だより・神戸

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課内
電話 (078)322-5612
制作/(株)アドゲイン

まちづくり意欲高まる

建築協定地区間交流会

11月12日(日)、恒例の建築協定地区間交流会(参加者21名)が開催されました。これは、協定地区同士が相互に見学や意見交換することで自地区的運営の参考にしようと毎年計画しているもの。

今回の交流対象地区は、西神(46)タウン竹の台地区と垂水区のガーデンシティ舞多聞。

一行が最初に訪れた竹の台地区は、絹川協議会会长が運営委員長を務める1丁目地区を含め、一つの小学校区内に7地区が存在する建築協定先進地域。

受入側として説明に立った絹川会長は「住民発意型が多く、住民に「自分達の建築協定」という意識が浸透している」「更新作業もスムーズに進んでいる」、その上で「地域の中で、建築協定を閉ざされたものとせず、防犯や防災、環境面でも大いに貢献していることをPRしている」「自治会や他の地域団体との協調を図ることで協定運営がスムーズに行く」と報告。

続いて、参加者は、ユニークな街並み景観で竹の台を代表する西



西神(46)団地

神(46)団地地区(26区画)を見学。ここは、別名シアトル村・バンクーバー村と呼ばれ、輸入住宅が立ち並ぶ様は、ちょうど外国の住宅街のよう。案内に立った同運営委員会の中村さんは、「通りに面している設備を改修する場合も、全て運営委員会の承認が必要です」との言葉を述べた。

昼食後に一行が赴いた先は、UR都市機構が、旧舞子ゴルフ場を利用してまちづくりを進める舞多聞東3丁目(みつけプロジェクト)地区(68区画)。

この計画は、池や丘陵の自然状態を活かすもので、多くの住民が賛成し、現在進行中の工事を見学した。

従来のまちづくりが「まちが出来上がってからのまちづくり」に対し、みつけプロジェクトは、まちが出来る前に住民の意見を取り入れ、目標として100年の歴史を持つイギリスの田園都市「レッチワース」を視野に入れています。両地区の訪問で大いに刺激を受け、まちづくりへの意欲を高めた交流会となりました。

不動産の資産の違い(つまり地区内のほうが価値が高いかどうか)を把握できれば、今後の建築協定の運営などにも反映でき、また建築協定の意義を考えていく上でも大きなヒントになる可能性があります。



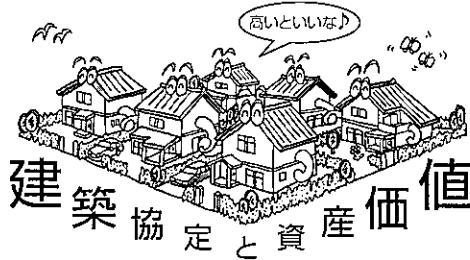
調査アンケートの配布先は、不動産販売業者11社、建築協定地区内にお住まいの方200名(住宅地図から無作為に抽出させていただきました)です。

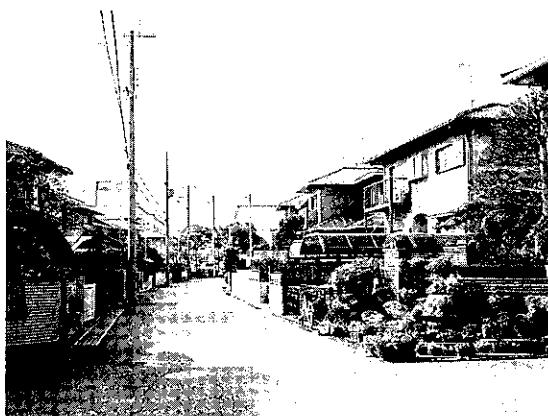
アンケート中の資産価値についての質問は「長期的に良好な環境を守れるので不動産価値も上がると思われる」や「建築協定のあるなしは不

動産の査定に影響はない」などです。

3月中旬に結果をまとめて、次回総会時(6月予定)に皆さんに報告させていただきます。

以前より協議会役員会で実施の検討をしてきた「建築協定地区内の資産価値調査」を行っています。この調査は市内の建築協定関係者への協定に対する意識調査とし、その調査項目の中での資産評価についての質問を行なう形で実施しています。





ほかほか陽気の冬の午後現地を案内していただきました。
地区内の道路が広く開放感いっぱい

わがまち探訪 特別編 訪問インタビュー

学園緑が丘(小束山5丁目)

99%の合意率で更新その秘訣は?

当地区は、今年1月に2回目の更新認可を受けましたが、148区画のうち146区画という非常に高い合意率を得ることができました。地区集会場に細田(前)運営委員長と仁科運営委員長をお尋ねしました。

早くからの準備

「更新お疲れ様でした。その秘訣などを聞かせていただけますでしょうか。」

(細田)私が運営委員長を引継いだのは2年前だったのですが、前任からもう

一更新お疲れ様でした。その秘訣などを聞かせていただけますでしょうか。

(細田)協定内容について問題点が無いか検討すべきとの意見を受け、例えば地区計画との比較なども含め再検討したのですが、現在の建築協定を引き続きやつていこうということになりました。

この地区は都市機構による開発当時の建築協定があり、10年前の更新時に大幅な内容の見直しをしたのですが、この協定内容が地域の実情にあつたのではないでしょうか。

「参考書の存在」

(仁科)ご覧のようにここは南斜面の高台にあつて日当たりもよく、お住まいの方も現在の戸建住宅地としての環境に満足されているようです。それが建築協定への高い支持という形で現れたのでしょうか。

わがまち探訪 特別編 訪問インタビュー

地区への愛着心

協定内容についての意見などは?

(細田)協定内容について問題点が無いか検討すべきとの意見を受け、例えば地区計画との比較なども含め再検討したのですが、現在の建築協定を引き続きやつていこうということになりました。

この地区は都市機構による開発当時の建築協定があり、10年前の更新時に大幅な内容の見直しをしたのですが、この協定内容が地域の実情にあつたのではないかでしょうか。

(仁科)仁科さんは細田さんから引き継がれ、無事更新を済ませましたが今後の抱負などをお聞かせ下さい。

(仁科)ご覧のようによこは南斜面の高台にあつて日当たりもよく、お住まいの方も現在の戸建住宅地としての環境に満足しているようです。それが建築協定への高い支持という形で現れたのでしょうか。

(仁科)細田さんの代で充分な準備作業をしていただきお陰で更新は比較的スムーズでした。10年後の更新までは比較的手間要らずだと思いますが、従来通り例え協議案件が0でも定期的に勉強会を開きノウハウの継承、意志疎通をはかつていただきたいですね。地区のかたで建物でも外構でも何か予定があれば、構えずとりあえず各ブロックの役員に一声かけていただければ

準備に入るよう言われ、慌てて勉強を始めました。それまでの2ヶ月に1回の運営委員会を月1回に増やしました。役員の建築協定への理解を深めました。各戸に対しても、いきなり更新についてのアンケートはせずに趣意書という形で住環境を守っていく上での建築協定の有用性、更新の意味を理解していました。その後のアンケートでは更新についてほぼ全員の賛成をいたしました。

あとなんといつても10年前の更新時の資料が保管されていたので、それを雑型にできたことが大きかったです。集会所の倉庫の書類を全部ひっくり返して調べたときに実感したのですが、10年前これらを一から作られたときはみんなんずいぶん頑張られたのではないか。それでも今となつては、当時の役員さんの記憶は案外残っていないものなので資料をきちんと保管し引き継いでいくことの大切さを感じました。

あと

10年前これらを一から作られたときはみんなんずいぶん頑張られたのではないか。それでも今となつては、当時の役員さんの記憶は案外残っていないものなので資料をきちんと保管し引き継いでいくことの大切さを感じました。



貴重なお宝?資料を「そのことならほらここ」と見せてくれました!

学園緑が丘(小束山5丁目)地区の概要

経緯	・昭和62年1月、当初認可 ・平成9年1月、第1回更新 ・平成19年1月、第2回更新
区画数	146区画
有効期間	10年間
協定内容概略 (除外規定有り)	・現況地盤高の維持 ・区画の分割禁止 ・1区画1戸建の個人住宅 ・地上2階建て以下 ・外壁後退1m

住宅に関する公的支援制度のご案内

建築協定では、個々の建物をたてるときのルールにより、住み良い住環境づくりを目指していますが、より質の高いすまいづくりも大切なことです。

神戸市や公的機関が実施している住宅についての支援制度をご存知でしょうか。リフォーム工事などで活用できる場合がありますので、検討されてみてはいかがでしょうか。

■耐震診断・改修工事をされる方へ■

	内容	対象	問合せ窓口
家具固定工事への補助	家具固定費用の1/2(上限1万円)を補助します。	高齢者・障害者・子どもがいる世帯	
すまいの耐震診断(無料)	建築士を派遣し、住宅の耐震性を診断します。後日、診断結果を持参し、説明と今後の対策のアドバイスを行います。		神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」 TEL:222-0186
耐震改修工事への補助	住宅の耐震改修工事をする場合に、工事費の1/4(最大30万円)を補助します。 ※別途、兵庫県が工事費の1/4(最大60万円)を補助。	昭和56年5月以前に着工された住宅	
解体撤去工事への補助	耐震性の低い木造住宅の解体撤去工事費の1/4(最大30万円)を補助します。	住宅が密集した地区的 昭和56年5月以前に着工された木造住宅	

■アスベストの診断をされる方へ■

	内容	対象	問合せ窓口
アスベスト診断支援事業	吹付け材にアスベストが含まれているかどうかの分析費用の一部を助成します。	民間住宅	神戸市すまいの安心支援センター「すまいるネット」 TEL:222-0186

■生垣緑化をされる方へ■

	内容	問合せ窓口
戸建住宅の生垣化等助成	戸建住宅や小規模共同住宅(敷地500m ² 未満)の生垣緑化の費用の一部を、これから工事をする人に助成します。	花と緑のまち推進センター TEL:351-6756

■自然災害への備えをされる方へ■

	内容	対象	問合せ窓口
兵庫県住宅再建共済制度(フェニックス共済)	年額5千円の負担で、自然災害により被害を受けた住宅の再建等に対し、最高600万円を給付します。	兵庫県内に住宅を所有している方	(財)兵庫県住宅再建共済基金 TEL:362-9400

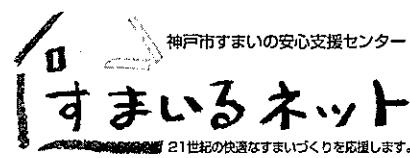
■バリアフリー改修をされる方へ■

	内容	問合せ窓口
介護保険の住宅改修費の支給	手すりの取り付けや段差解消など、介護保険の対象となる工事を行ったときに改修費用の一部を支給します。また、限度額を超える場合には、その一部を助成する制度もあります。	各区役所保険年金医療課 介護保険係

■すまいに関するお問合せ・ご相談は…

**神戸市すまいの安心支援センター
「すまいるネット」**

ところ:中央区雲井通5-3-1サンパル4階
TEL:078-222-0005(相談専用)
TEL:078-222-0186(事務局)



21世紀の快適なすまいづくりを応援します。

営業時間:10:00~17:00

土、日、祝日も営業(水曜日定休)

<http://www.smilenet.kobe-jk.or.jp/>

建築協定Q&A

Q

加入者の方から、「協定に入っていないことを特定されたくない」ので、協定書から削除して欲しい」と要求を受けました。運営委員会としてどのように対処したら良いでしょうか。

A

建築基準法では、「建築協定区域の土地の所有者(加入者)が希望する場合、建築協定隣接地を定めることができるとされています。その場合は隣接地区域の境界を定め、認可後は市により公告されることが謳われていますが、この区域境界の特定は土地の地番と面積で行われます。一方、隣接地の所有者名についても、地区の建築協定の運営上の判断により、協定資料の一部として追加表示している地区もあります。

ご質問のような場合は「区域(土地地番情報)については法律に基づくものなので削除できない。」と回答して下さい。所有者名を伏せて欲しいとの要望であれば

地区的運営委員会の判断となりますので、相手方とよく話し合った上での対応をお願いします。

【個人情報保護やプライバシーとの関係】

隣接地情報は個人情報ですが、建築協定運営委員会は個人情報保護法の対象となる5千件以上の個人情報を保有する「個人情報取扱事業者(含公益団体)」には該当しません。

プライバシーとの関係では、それが著しい(隣接地への)プライバシーの侵害となる場合は民事上の不法行為に当たりますが、隣接地の表示は、住所とその土地所有者氏名の表示程度ですから、通常はプライバシーの侵害に当たらないと考えられます。

個人情報保護やプライバシー尊重は重要なことです。あまり過敏になり過ぎて、建築協定運営に支障をきたすことのないよう留意して下さい。もちろん、相手(隣接地)への配慮も必要なことは言うまでもありません。

有効期限が迫っています!

建築協定の更新について

有効期限を過ぎると建築協定は効力を失います。早くから準備を始めればスマーズな更新が可能です。

また、更新に伴い協定内容の再確認、見直しについても地区のみなさんで検討してください。ご相談は事務局まで。



建築協定更新マニュアル
FZ-17G21
神戸市建築安全課内にて販売・一部100円

平成18年度に更新した地区

建築協定地区名		更新日
北区	日生鈴蘭台ニュータウン第1地区(10)	H19.2.17
北区	日生鈴蘭台ニュータウン第9地区(10)	H19.3.14
	学園緑が丘(小東山5丁目)地区(10)	H19.1.21
	学園緑が丘(小東山5丁目)南地区(10)	H19.1.21
	竹の台2丁目地区(10)	H18.9.13
	サザンガーデン新多聞	H20.8.16
	パークサイドガーデン新多聞	H21.1.9
垂水区	赤羽グリーンタウン西地区	H19.6.29
西区	竹の台1丁目地区	H19.7.22
	ガーデンハウス西神春日台第2	H19.12.16
	桜野台6丁目地区	H20.7.15

みなさま更新作業お疲れ様でした!!

ご家庭内の火災に最適で安全
家族を守ることの一本!

強化液だから... ラベル絵柄「放水エンジェル」
寺門孝之氏

視界が妨げられず
遠くまで飛ぶので
天ぷら油火災時にも安全
維持管理が簡単で
破裂の心配なく
レバーの操作で安全に
ご使用いただけます

*ご近所の火災で使用されたときには新品と交換します
(新品との交換は神戸市内に限ります)
*ご購入時に古い消防器を無償で回収処分します
(兵庫県内に限り、1本につき発売元が1本回収します)

お問い合わせは...
神戸市防災安全公社 TEL.078-362-6931

三月
後記

機会があつて、日本建築学会の
会議に参加した。建築協定研究
で高名な先生が「建築協定の普
及のためにも資産価値調査が必
要だ」。えつ、それで神戸でやる
うとしていることじやないかと、正に
わが意を得た思い。学問レベルでの研
究と現場レベルのニーズが、結果して
同じ方向を目指すなんて。「協定加
入者のために」と歩んできた協議会
活動が認められたようなちよっぴり
誇らしい会合でした。

三月
後記

機会があつて、日本建築学会の
会議に参加した。建築協定研究
で高名な先生が「建築協定の普
及のためにも資産価値調査が必
要だ」。えつ、それで神戸でやる
うとしていることじやないかと、正に
わが意を得た思い。学問レベルでの研
究と現場レベルのニーズが、結果して
同じ方向を目指すなんて。「協定加
入者のために」と歩んできた協議会
活動が認められたようなちよっぴり
誇らしい会合でした。